⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
0円
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額
0円
⑹　国庫納付等の額

用途	金額
現金	22,473,312,026円

⑺　国庫納付等が行われた年月日

用途	国庫納付等の年月日
職員宿舎	平成25年４月30日
プラザ施設	平成25年４月１日
プラザ施設	平成25年12月１日
現金	平成25年９月17日
現金	平成25年９月26日
現金	平成26年３月13日

⑻　減資額

用途	減資額
職員宿舎	27,442,274円
プラザ施設	4,264,828,905円
現金	23,285,901,104円

８．金融商品の時価等について
⑴　金融商品の状況に関する事項
当法人は、一般勘定においては、資金の余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。
文献情報提供勘定においては、文献情報提供事業収益による資金余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。
革新的新技術研究開発業務勘定においては、基金の資金運用に当たって、支払時期が１年を超えると見込まれる資金については、短期的な資産運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うこととしている。独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、短期または長期の預金等に限定した運用を行っている。
投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国公債等を保有しており株式等は保有していない。
開発委託金回収債権は、個別案件毎に債権区分を設け、保証や担保を設定し、与信管理を行っている。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	93,405,986,568	93,405,986,568	0
②売掛金	25,254,812		
貸倒引当金	△ 77,233		
	25,177,579	25,177,579	0
③長期性預金	20,000,000,000	20,080,614,317	80,614,317
④投資有価証券	1,319,094,156	1,473,945,000	154,850,844
満期保有目的の債券	1,319,094,156	1,473,945,000	154,850,844
⑤開発委託金回収債権	11,514,121,315		
貸倒引当金	△ 1,054,020,966		
	10,460,100,349	10,454,519,346	△ 5,581,003
⑥未払金	(9,312,644,827)	(9,312,644,827)	0

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示している。
㈱　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項
①現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
②売掛金
売掛金については回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。
③長期性預金
長期性預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算出している。
④投資有価証券
投資有価証券の時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。
⑤開発委託金回収債権
開発委託金回収債権については無利息であることから、債権区分毎に時価を算出している。一般債権については、リスク・フリーに近い市場利子率である国債流通利回りを基礎とする割引率により、当該債権の割引現在価値を算出し、貸倒実績率に基づく貸倒引当金を控除することで時価を算出している。
また、貸倒懸念債権並びに破産更生債権等については担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。
⑥未払金
未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
９．固有の表示科目について
開発委託金
独立行政法人科学技術振興機構法第18条第１項第２号に規定する新技術の企業化開発のため企業等に委託し、支出した金額
開発委託金回収債権
新技術の企業化開発が成功した場合等の開発委託金の確定金額
10．行政サービス実施コスト計算書関係
行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額のうち国等からの出向職員に係るものの額は5,142,460円である。
11．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報
平成25事業年度より、独立行政法人科学技術振興機構法附則第５条の５に基づき、革新的新技術研究開発業務について特別の勘定を設けて経理することになった。
なお、当該勘定の当事業年度の会計期間は、平成26年３月25日から平成26年３月31日までとなる。